

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と東北町（以下「乙」という。）は、平成 24 年 10 月 4 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 2 に次のように加える。

(5) 男女共同参画

取組内容	甲の役割	乙の役割
男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行う。	乙と連携して、男女共同参画に関する取組を中心的に行う。	甲と連携して、男女共同参画に関する取組を行う。

別表第 3 に次のように加える。

(2) デジタル化

取組内容	甲の役割	乙の役割
デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う。	ア デジタル化推進体制の充実に向けて連絡調整を行う。 イ 乙と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。	ア デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供する。 イ 甲と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 2 月 16 日

甲 青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

十和田市

十和田市長 小山田 久



青森県三沢市桜町一丁目 1 番 38 号

三沢市

三沢市長 小檜山 吉 紀



乙 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32 番地 484

東北町

東北町長 長久保 耕 治

